

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 30 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室
厚生労働省政策統括官付医療情報連携担当参事官室
厚生労働省社会・援護局保護課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

標記につきましては、今般、別紙 1 のとおり、社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 30 日

社会保険診療報酬支払基金 }
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室
厚生労働省政策統括官付医療情報連携担当参事官室
厚生労働省社会・援護局保護課

令和 8 年 8 月 27 日からの大雨に伴う災害に係る
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 2）

「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく災害発生時における保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「オンライン資格確認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 5 年 1 月 26 日付事務連絡）にてお示ししたところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記のとおり対応をお願いいたします。

「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化に当たっては、対象の医療機関・薬局に対して、別添 1 のオンライン資格確認等システム利用規約第 25 条及び第 26 条、別添 2 の「医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点」を参考に、患者への医療サービスを提供する以外の目的での利用は認められないことについて十分な周知徹底をお願いします。貴機関におかれては、各医療機関・薬局による本機能を用いたオンライン資格確認等システムの閲覧ログを踏まえ、必要と認める場合には、個別に、医療機関・薬局に対して、「緊急時医療情報・資格確認機能」を利用した医療情報の閲覧状況について事実関係を確認してください。

なお、令和 6 年 3 月 1 日以降、生活保護法による被保護者の医療扶助の受給資格等の情報に係る同機能の利用に当たっては、別添中、「保険資格情報」とあるのは「医療扶助の受給資格情報」と、「被保険者番号」とあるのは「受給者番号」と、「保険者名称」とあるのは「福祉事務所名称」と読み替えるものとします。

今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願いいたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	【富山県】高岡市、氷見市、小矢部市、射水市 【石川県】羽咋市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町 【福井県】福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町
期間	災害救助法の適用第一報から一週間（※）

※令和8年9月2日まで

以上